

# 売 払 物 件 に つ い て

売払いの条件となりますので、必ずお読みください。

## □ 契約の目的

売払物件（以下「物件」と言います。）は、原則、都市計画法及び建築基準法上の用途地域の制限に従った用途を想定した売買契約とし、これを契約の目的とします。また、別途契約条件に用途指定がある場合は、前述の考え方と合わせてその条件も契約の目的とします。

## □ 地下埋設物について

・物件は原則、地歴調査による地下埋設物の存在の推定確認を行い、地下埋設物の存在が疑わしい物件については試掘等の調査を行っています。地下埋設物が存在する場合、物件調書に当該調査結果を記載しています。

・物件によっては、地中に自然石等が散見、あるいはまとまって存在する場合がありますが、自然石の撤去及び売買代金からの撤去費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

・物件によっては、湧水が出る場合がありますが、湧水の処理及び売買代金から湧水処理費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応しません。

## □ 測量及び、境界立ち合い（筆界確認書）について

・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現況測量を行い、境界標の存在を確認しています。ただし、確定測量は行っていません。

・現況測量の結果と、不動産登記記録及び図面（法務局備え付けの地積測量図、又は区画整理換地図等）を比較した結果、境界点間距離及び面積は、全て不動産登記規則第10条第4項の許容誤差の範囲内にあります。このため、隣接地権者との筆界確認書は、原則として取り交わしていません。

## □ 水害ハザードマップ等の情報について

・物件は全て、所在地若しくは物件が所在する町について、「横浜市行政地図情報提供システム」における「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」並びに「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害の情報を確認しています。本情報の記載がない（浸水想定区域外もしくは過去の災害履歴（浸水）の該当がない）物件についても、雨の降り方や土地利用の変化等により浸水被害を被る可能性がありますので御注意ください。

・記載している地域防災拠点は「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」による情報です。

・「横浜市の災害（過去の災害履歴）」による記載は、昭和50年から現在に至るまでの、物件が所在する町に生じた「大雨」により床上・床下等の「浸水」被害が起きた年度と累計の回数です。具体的な浸水箇所と被害の規模については不明です。なお、ごく最近に起きた大雨による浸水被害については含まれていない場合があります。また、大雨を原因とした浸水以外の被害については別途「横浜市の災害（過去の災害履歴）」を御確認ください。

## □ 一般事項について

・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現状での売買及び引渡しとなります。買受に当たっては、物件調書を御覧のうえ、必ず事前に現地及び近隣状況を御確認ください。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

最低売却価格は、一般事項及び物件調書の内容を考慮して、算定しています。一般事項及び物件調書の内容については、売買代金からの減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

土地利用（建築含む）により課される、都市計画法、建築基準法、条例、その他の法令等の制限や条件について、及び土地利用（建築含む）により必要となる電気、水道等の供給処理施設の整備等について、横浜市（売主）は費用負担を含めて対応いたしません。

特に、個人が自宅等の建築を目的に入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。

- ・ 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等の工作物が設置されていますが、これらの工作物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、これらの工作物の図面等はありません。
- ・ 物件によっては、敷地内及び隣接地に傾斜地が含まれていたり、擁壁、地下車庫、直壁等（付帯する水抜き穴等を含む）の構造物が築造されていますが、経年劣化による影響については確認しておらず、ひび、破損、エフロレッセンス（石灰質の析出）及び亀裂等が見られる場合もあります。また、隣接地の水抜き穴から排水が流れ込んでいる場合があります。これら傾斜地や構造物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、擁壁や地下車庫等の構造物について、宅地造成時の構造図面及び構造計算書、その他の図面等はありませんので、建築行為等にあたっては、必要な手続の申請先である各審査機関等へお問合せください。
- ・ 崖（がけ）等による敷地の安全措置に関する制限や条件については、特に御注意ください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件及び隣接地の擁壁、直壁及びブロック塀、樹木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設、撤去、再築造等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議等について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件によっては、上下水道設備及びガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修、修繕、改修、撤去、再築造、移設等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ゴミ置き場、道路設置物（ガードレール等）及び道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者又は管理者等にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 歩道の切下げ等の道路自費工事については、管理者にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合、剪定、除去及び伐採等の費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。ごみ、ガラ及び砕石等の残置物除去についても同様です。
- ・ 土壌汚染については、物件調書に特段の記載のない限り、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。
- ・ 地盤に関する調査は行っていません。地盤の改良や補強について、横浜市（売主）は対応いたしません。なお、参考に本市WEBページ「地盤View」にて物件周辺の情報を御確認いただけます。
- ・ 分筆・地積更正等の登記の可否に関する確認は行ってありません。

□ 各物件の詳細については、物件調書に記載しています。

(主な項目の見方)

**所在地欄**には、物件の筆頭地番を記載しています。

**住居表示欄**には、物件が位置する地域に住居表示が実施されている場合、その街区番号までを記載しています。

**内訳、面積欄**の記載内容は次のとおりです。

「公簿面積」 不動産登記記録上の地積を記載しています。

「現況測量面積」 現況測量の地積を記載しています（18 ページ参照）。

「地積測量図面積」 法務局備え付けの地積測量図による地積を記載しています。

**道路と敷地の関係欄**には、物件に隣接している道路の方角及び道路幅員を記載しています。

**法令に基づく制限欄**

**都市計画法・建築基準法欄**には都市計画法・建築基準法に基づく制限について記載していません。制限の詳細については、本市WEBページ又は担当の窓口へお問合せください。

本市WEBページ「建築・宅地に関する一般相談・窓口案内」参照

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/20150209162454.html>

- ・ 建築基準法第22条の規定による区域指定は横浜市一円です（昭和26年10月告示第132号）が、「防火地域」「準防火地域」では適用されません。
- ・ 日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）は、建築基準法第56条の2第1項及び横浜市建築基準条例第4条の4により制限対象となる地域・区域を指定し、規制対象となる建築物及び規制時間を定めています。

**その他の制限欄**には、都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は所管課へお問合せください。

- ・ 宅地造成等規制法に定める宅地造成工事規制区域に位置する物件における切土・盛土等の宅地造成行為に当たっては、横浜市長の許可が必要となる場合があります。
- ・ 「周知の埋蔵文化財包蔵地」において、土木工事等を実施する場合は、事前に届出等を行う必要があります。埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、教育委員会事務局生涯学習文化財課（045-671-3284）と協議をお願いします。また、土木工事等の計画にあたっては、事前に必ず同課へお問合せください。
- ・ 緑化地域では、敷地面積500㎡以上から緑化率の規制の対象となります。
- ・ 駐車場条例の附置義務区域において、一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変更する場合、駐車場の設置が義務付けられます。また、附置義務区域は、「駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域」と「周辺地区又は自動車ふくそう地区」の大きく2つに分けられ、設置台数等に関する基準は、各々異なります。なお、建築基準法の確認申請前に条例の届出が必要となります。

※ **法令に基づく制限欄**の事項は、横浜市まちづくり地図情報提供システム（iマップ）を基に、区域・地域等に指定されているものを記載しております。詳細については、所管課へお問合せください。

また、物件の個別条件によっては建築協定・道路斜線制限等、建築基準法その他の法令等の定めにより、建ぺい率・容積率をはじめ、別途制限や条件が課される場合があります。その他に、建築計画の内容によっては、街づくり協議指針等により、別途制限が課される場合があります。

なお、都市計画決定内容は募集時点におけるものであり、将来変更される場合があります。

**私道の負担等に関する事項欄**には、私道の負担又はセットバック等の有無、その内容について記載しています。

**供給処理施設の状況欄**の記載内容は次のとおりです。

- ・それぞれの設置者及び管理者が保有する台帳等に基づいて記載していますが、現地の状況と一致していない場合があります。詳細につきましては、それぞれの設置者及び管理者へお問合せください。

・施設の種類

「有」… 物件の敷地内に引込管やマス等が整備済みであることを示しています。ただし、引込管やマス等の劣化や、使用が可能であるか否かの調査は行っていません。経年劣化等により設備が現状のままで使用できない場合があります。

「可」… 物件の前面道路に配管等が整備済みであることを示しています。物件内への引き込みには別途工事が必要です。

「無」… 前面道路に配管等がありません。

- ・整備、補修、再整備及びその費用負担等について、横浜市は対応いたしません。

**公共施設等欄**には、物件が属する区役所及び横浜市立の小・中学校の方角・距離を記載しています。(距離は目安です。)

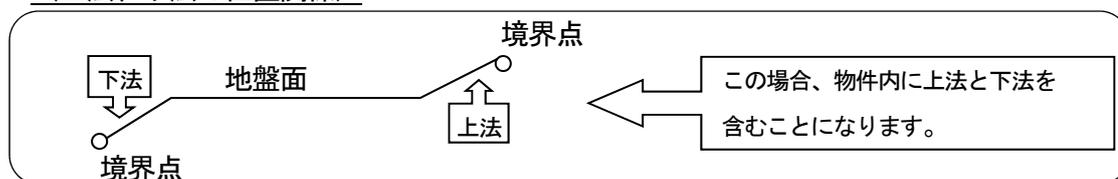
- ・横浜市立の小・中学校については、最短距離の学校ではなく、当該地の通学区域に指定されている学校を記載しています。
- ・通学区域は変更になる場合がありますので、その都度御確認ください。なお、小・中学校の記載については、教育委員会事務局WEBページの小中学校等・通学区域制度の情報を基にしております。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakku-meibo/tsugakukui/beppyou.html>

**留意事項欄**では、上記項目等の詳細、売払物件の状況、工作物・構造物、隣接地の状況及び売買契約の特記事項等、御留意いただきたい点について記載しております。

- ・物件内に法(のり)を含んでいる場合、物件の地盤面に対して下の部分を「下法(したのり)」、上の部分を「上法(うわのり)」と記載しています。

(上法、下法の位置関係)



**案内図**は、現地までの略図です。

**交通機関欄**の（道路距離）とは、直線距離ではなく、駅などの交通機関施設から物件まで道路に沿って測定した距離のことです。

- ・ 徒歩所要時間は、80mを1分として換算しています。
- ・ 公共交通機関は調査時点のものであり、変更されている場合があります。

**現況図**は、土地の面積・形状、境界標の点間距離、構造物及び工作物等の位置を図面に表した参考図です。

**※なお、現地確認の際は、近隣の御迷惑にならないよう御配慮くださいますようお願いいたします。**

# 物 件 調 書

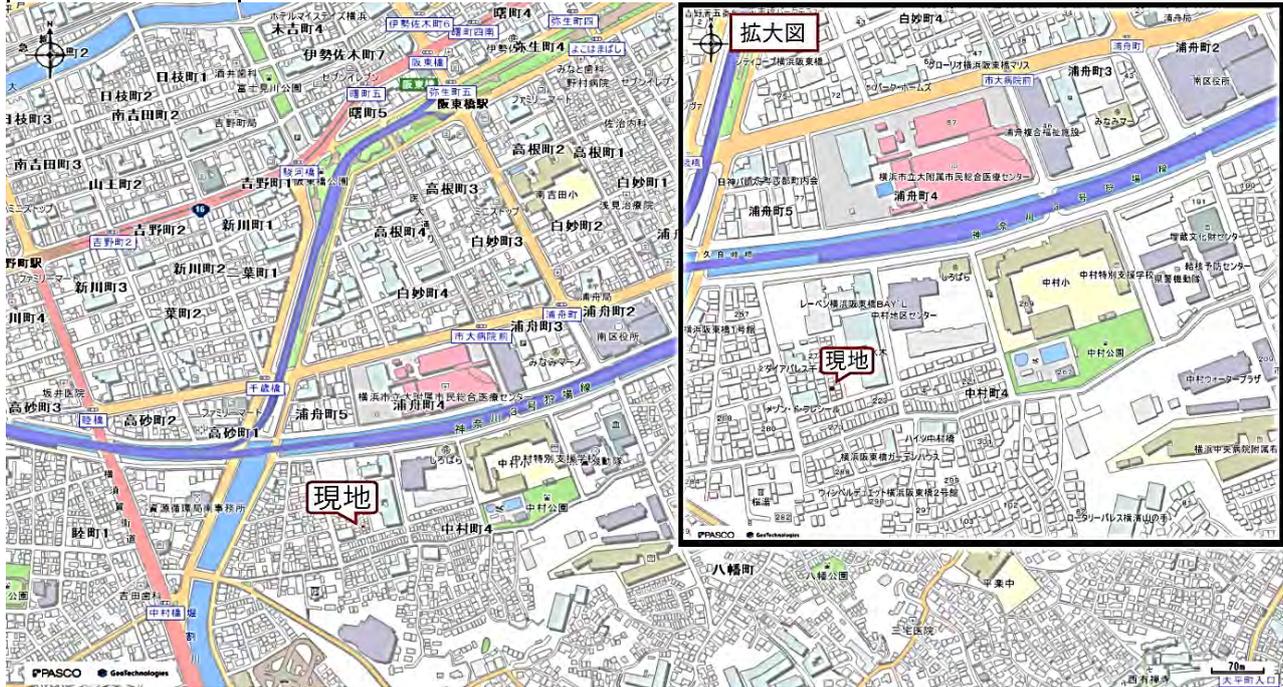
物件番号 2839

最低売却価格

101万円

所在地	横浜市南区中村町四丁目274番42					
住居表示	—					
内訳、面積	地番	地目	公簿面積	現況測量面積		
	274番42	宅地	24.71㎡	—		
	合計(1筆)		※1 24.71㎡	—		
道路と敷地の関係	※2 西側で現況幅員約2mの舗装私道に接道、法第43条第2項の認定・許可を要する道路状空地					
法令に基づく制限	都市計画法建築基準法	都市計画区域	市街化区域	用途地域	近隣商業地域	
		建ぺい率	80%	容積率	300%	高度地区
	外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	—	防火・準防火地域等	準防火地域
	その他の制限	容積率は前面道路の幅員による制限があります。 景観計画(全市域)、緑化地域(都市緑地法) 駐車場条例の附置義務区域(駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域)				
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	有	負担等の内容	セットバック(道路後退) 有		
供給処理施設の状況	施設の種類の状況		事業所等			
	電気	有	地上配線	東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001		
	上水道	有	前面道路配管50mm、宅内引込有(25mm、平成元年)	横浜市水道局給水工事受付センター045-489-3085		
	下水道	有	前面道路配管200mm(合流式)、宅内の最終マスは無い	横浜市南区南土木事務所 045-341-1106		
	都市ガス	有	前面道路配管(低圧50mm)、宅内引込(25mm)	東京ガス㈱お客様センター 0570-002211		
公共施設等	南区役所		横浜市立中村小学校	横浜市立平楽中学校		
	物件の北東約0.6km		物件の北東方 約0.2km	物件の東方 約1.2km		
留意事項	※本物件は「借地権負担付土地」です。事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 104ページ以降の売買契約書(中村町)もご参照ください。					
	本物件は現況での引渡しとなります。(本物件上の建物は売却対象ではありません。) 「売払物件について」(P18)を事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。					
	本物件は「借地権負担付土地」です。104ページ以降の売買契約書(中村町)もご参照ください。 ・第三者の借地権の負担がついた状態での売買契約となりますので、買主は借地人との賃貸借契約における賃貸人としての地位を継承します。 ・本物件上の建物は売却対象ではありません。 ・借地人と改めて協議して定めない限り、土地貸付料(地代)を受領することができない可能性があります。 ・借地人は死亡しており、相続人は不明です。 ・土地貸付料(地代)の滞納があります。 ・横浜市(売主)は、相続人の調査は行いません。 ・借地人所有の建物は未登記です。落札者には借地人と横浜市の借地契約に関する事項を一部提供します。ただし、個人情報保護の観点から提供できない場合もありますので、その際は買主が法的手続等により調査を行ってください。 ・横浜市(売主)は、買主と借地人との間の協議、紛争に一切関与しません。 ・本物件は、平成25年に中村町4丁目274番3から分筆され、274番42(公簿面積24.71㎡)となっています。					
	※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 前面私道の所有者は横浜市ですが、道路認定はされていません。通行及び供給施設の引込は可能です。この道路を掘削等する場合は、財政局ファシリティマネジメント推進課(045-671-3806)まで事前にご連絡ください。 また、将来借地権の消滅等により、既存の建物の建て替え等をする際には許可又は認定を取得することが必要となりますので、建築等に当たっては建築局建築指導部市街地建築課に事前相談を要します。					
	・周辺一帯の土地区画整理事業の認可(認可年月日:昭和24年2月3日、換地処分公告年月日:昭和30年4月15日)を得て整備された地域ですが、その後、地域内の画地や道路が細かく分割されて現在に至っています。 ・本物件は現況測量を行っておりません。 ・本物件敷地は平坦です。敷地内は土が露出しているか又は簡易なコンクリート敷き(コンクリートで仕上げた土間:三和土)となっています。雨水処理のためのU字溝等の設置はありません。 ・本物件の私道沿いに東京電力・NTTの電柱が設置されており、架線の一部が本物件上空を通過していますが、横浜市は移設・撤去等の確認はしていません。 ・本物件の南側敷地内に所有者不明の自転車が放置されています。また前面私道沿いに所有者不明の植木鉢、植栽及びコンクリートブロックがあります。残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の東方約200mに横浜市立「中村小学校」、「中村公園」、「市営中村公園プール」があります。風向きや気象条件によっては、児童の歓声、チャイム音、歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の北方約120mに高速道路(高速神奈川3号狩場線)が走行しています。風向きや気象条件によっては、車両の通行に際し騒音が発生する場合があります。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。					
	「売払物件について」も必ず御確認ください。					
	本物件の売払人(連絡先) 横浜市(財政局)ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264					

# 案内図



©株式会社パスコ    ©ジオテクノロジーズ株式会社

交通機関    市営地下鉄ブルーライン「阪東橋」駅 徒歩12分

# 現地写真

※最新の状況ではありませんので、現地は必ず御確認ください。



物件番号2839：南区中村町四丁目274番42

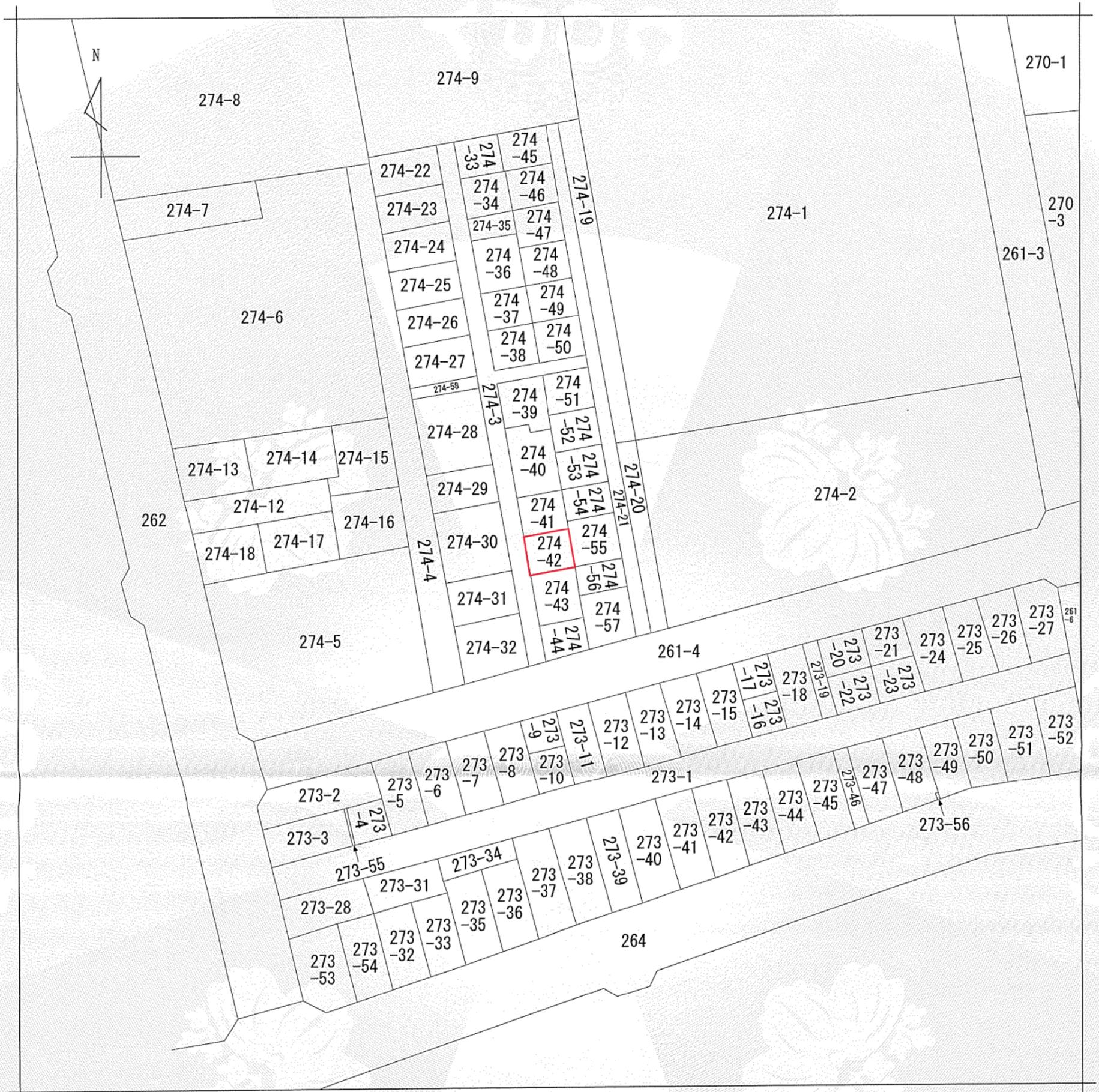


凡例

区役所	土木事務所	資源循環局事務所	消防署
病院	診療所	地域ケアプラザ	高齢者福祉施設
障害者福祉施設	保育所・幼稚園	小学校	特別支援学校
公会堂	地区センター	コミュニティハウス	国際交流ラウンジ
区民活動センター・市民協働推進センター	指定避難所	公共駐輪場	
郵便局	その他医療・福祉施設	特別支援学校	公園
文化施設	スポーツ施設	【注】	

物件番号2839：南区中村町四丁目274番42





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求分	所在	横浜市南区中村町四丁目			地番	274番42		
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和45年8月31日		備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年9月26日  
横浜地方法務局

請求番号：12-1  
(1/1)

登記官

公用

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	0200001232180
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	横浜市南区中村町四丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
274番42	宅地	24	71	274番3から分筆 〔平成25年1月29日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	土地区画整理法の換地処分による所有権登記	昭和45年3月6日 第8826号	所有者 横浜市 順位1番の登記を転写 平成25年1月25日受付 第1851号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年4月2日  
横浜地方法務局

登記官

- \* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- \* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

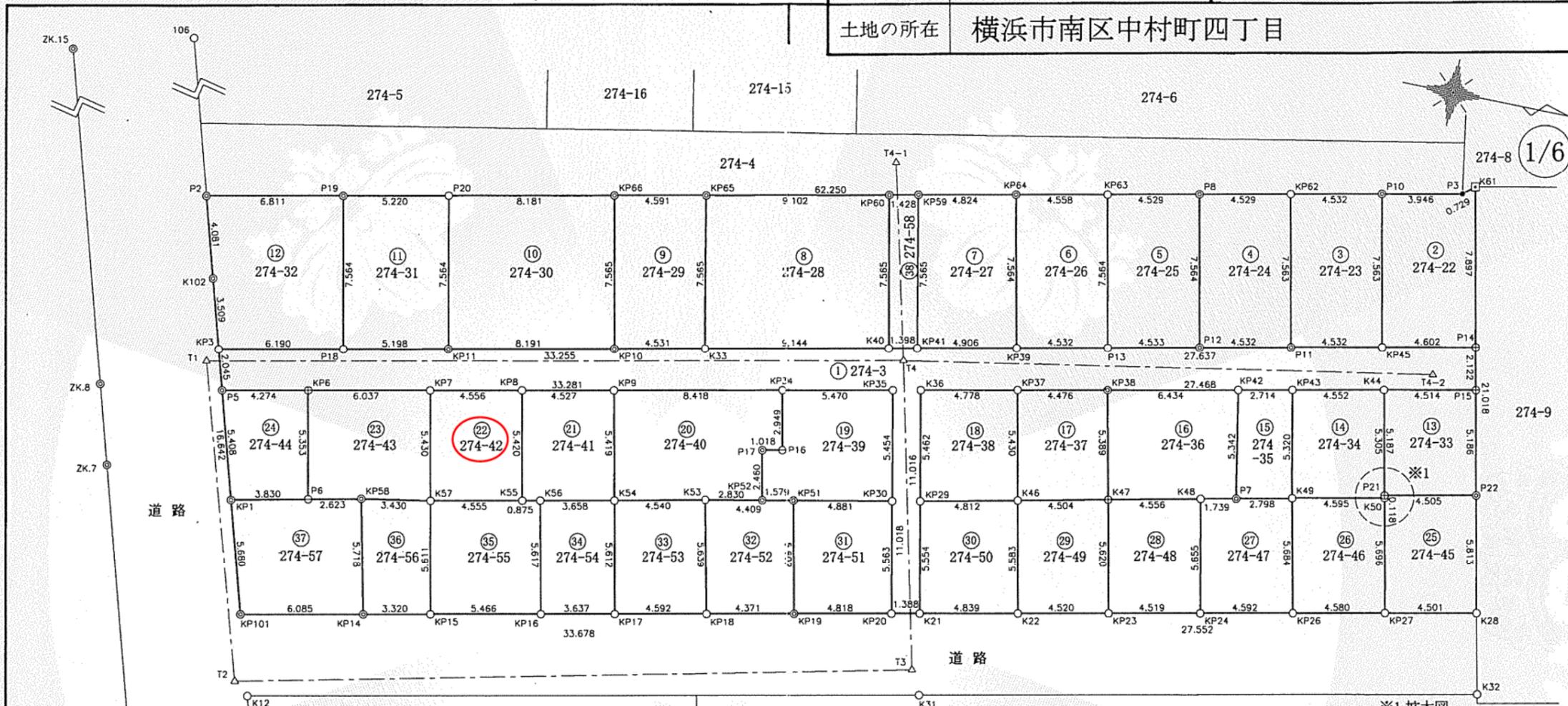
整理番号 D11290 (1/1)

1/1

令和6年3月13日  
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
横浜地方法務局

登記官

地番	274-3,-22~58	地積測量図
土地の所在	横浜市南区中村町四丁目	

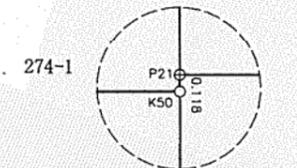


274-8 1/6

座標一覧表

測点名	X座標	Y座標
106	491.153	467.170
K12	505.281	515.756
K31	537.911	509.100
K32	564.968	503.563
ZK.6	503.729	531.917
ZK.7	496.172	505.998
ZK.8	495.052	502.157
ZK.15	485.232	468.475
T1	500.000	500.000
T2	504.528	515.172
T3	537.325	507.956
T4	533.892	493.105
T4-1	531.583	483.542
T4-2	559.689	488.580

※1 拡大図



- 境界標の種類
- コンクリート杭
  - ◎ 金属プレート
  - ⊖ 金属板
  - ⊕ プラスチック杭
  - 計算点
  - ◻ 御影石

測地系	任意座標
測量年月日	平成25年1月23日

作成者	申請人	横浜市長 林 文子	縮尺	1/250
-----	-----	-----------	----	-------

令和6年3月13日  
横浜地方務局  
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

登記官

地番	274-3,-22~-58	地積測量図
土地の所在	横浜市南区中村町四丁目	

座標求積表

地番	⑳	274-42			
測点	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> - X <sub>n-1</sub> )Y <sub>n</sub>	距離	
K55	516.718	503.613	1694.657745	5.420	
KP8	515.621	498.305	-2771.572410	4.556	
KP7	511.156	499.211	-1679.845015	5.430	
K57	512.256	504.528	2806.184736	4.555	
倍面積			49.425056		
面積			24.7125280		
地積			24.71	m <sup>2</sup>	

地番	㉑	274-43			
測点	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> - X <sub>n-1</sub> )Y <sub>n</sub>	距離	
K57	512.256	504.528	1150.323840	5.430	
KP7	511.156	499.211	-3502.464376	6.037	
KP6	505.240	500.412	-2424.496140	5.353	
P6	506.311	505.657	1838.568852	2.623	
KP58	508.876	505.109	3002.873005	3.430	
倍面積			64.805181		
面積			32.4025905		
地積			32.40	m <sup>2</sup>	

地番	㉒	274-44			
測点	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> - X <sub>n-1</sub> )Y <sub>n</sub>	距離	
P6	506.311	505.657	1352.632475	5.353	
KP6	505.240	500.412	-2631.666708	4.274	
P5	501.052	501.263	-1340.878525	5.408	
KP1	502.565	506.455	2663.446845	3.830	
倍面積			43.534087		
面積			21.7670435		
地積			21.76	m <sup>2</sup>	

地番	㉓	274-45			
測点	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> - X <sub>n-1</sub> )Y <sub>n</sub>	距離	
K28	564.150	499.676	1618.950240	5.813	
P22	562.979	493.982	-2759.383452	4.505	
P21	558.564	494.879	-2173.013689	0.118	
K50	558.588	494.995	581.619125	5.696	
KP27	559.739	500.574	2784.192588	4.501	
倍面積			52.364812		
面積			26.1824060		
地積			26.18	m <sup>2</sup>	

座標求積表

地番	㉔	274-38			
測点	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> - X <sub>n-1</sub> )Y <sub>n</sub>	距離	
K46	540.784	498.736	1806.920528	5.430	
KP37	539.698	493.416	-2846.023488	4.778	
K36	535.016	494.367	-1791.091641	5.462	
KP29	536.075	499.725	2882.413800	4.812	
倍面積			52.219199		
面積			26.1095995		
地積			26.10	m <sup>2</sup>	

地番	㉕	274-39			
測点	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> - X <sub>n-1</sub> )Y <sub>n</sub>	距離	
KP30	534.720	499.993	1868.973834	5.454	
KP35	533.668	494.641	-3172.132733	5.470	
KP34	528.307	495.729	-2369.088891	2.949	
P16	528.889	498.620	-207.425920	1.018	
P17	527.891	498.822	-253.900398	2.460	
KP52	528.380	501.233	1022.014087	1.579	
KP51	529.930	500.930	3175.896200	4.881	
倍面積			64.336179		
面積			32.1680895		
地積			32.16	m <sup>2</sup>	

地番	㉖	274-40			
測点	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> - X <sub>n-1</sub> )Y <sub>n</sub>	距離	
KP52	528.380	501.233	1146.821104	2.460	
P17	527.891	498.822	253.900398	1.018	
P16	528.889	498.620	207.425920	2.949	
KP34	528.307	495.729	-4378.278528	8.418	
KP9	520.057	497.404	-3554.946388	5.419	
K54	521.160	502.710	2788.029660	4.540	
K53	525.603	501.776	3622.822720	2.830	
倍面積			85.774886		
面積			42.8874430		
地積			42.88	m <sup>2</sup>	

地番	㉗	274-41			
測点	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> - X <sub>n-1</sub> )Y <sub>n</sub>	距離	
K54	521.160	502.710	1247.726220	5.419	
KP9	520.057	497.404	-2755.120756	4.527	
KP8	515.621	498.305	-1663.840395	5.420	
K55	516.718	503.613	984.059802	0.875	
K56	517.575	503.436	2236.262712	3.658	
倍面積			49.087583		
面積			24.5437915		
地積			24.54	m <sup>2</sup>	

4/6

作成者

申請人

横浜市長 林 文子

縮尺

1/



(凡例)

【洪水】 浸水想定区域 (想定最大規模および計画規模)



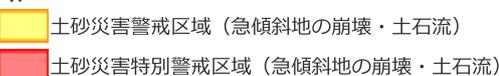
【内水】 浸水想定区域 (想定最大規模)



【高潮】 浸水想定区域



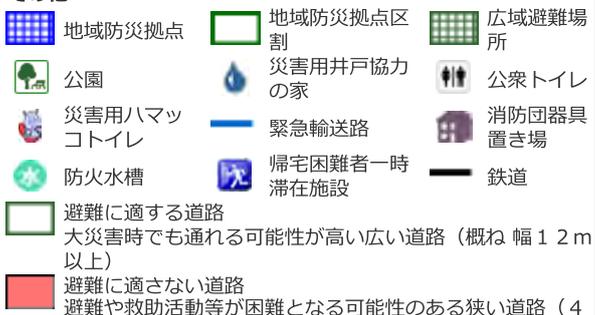
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



緊急時給水マップ

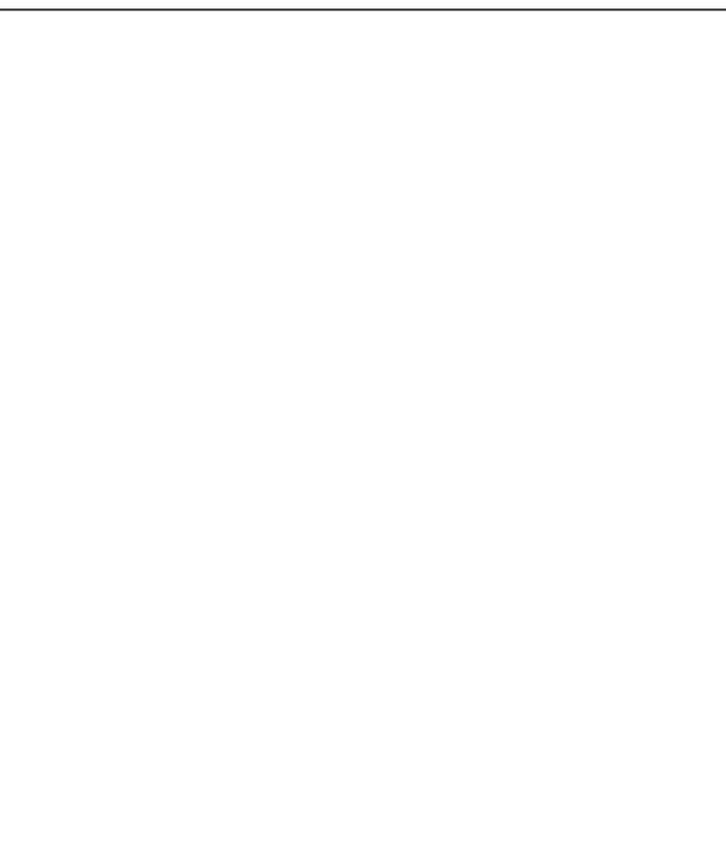


その他



下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

地域防災拠点区割  
中村小学校



**注意:**  
地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。  
【土砂災害警戒区域等】については令和5年8月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。



**(凡例)**

**【洪水】 浸水想定区域 (想定最大規模および計画規模)**

0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m	

浸水想定区域が重複する地域 (より深い浸水深を表示)

**【内水】 浸水想定区域 (想定最大規模)**

0 ≤ 浸水深 (m) < 0.02m	0.02 ≤ 浸水深 (m) < 0.2m	0.2 ≤ 浸水深 (m) < 0.5m
0.5 ≤ 浸水深 (m) < 1.0m	1.0 ≤ 浸水深 (m) < 2.0m	2.0 ≤ 浸水深 (m)

**【高潮】 浸水想定区域**

0 < 浸水深 (m) < 0.5m	0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m	3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m	10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m	20.0 ≤ 浸水深 (m)

**土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律**

土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊・土石流)	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊・土石流)
------------------------	--------------------------

**緊急時給水マップ**

緊急給水柱	耐震給水柱
災害用地下給水タンク	
配水池	配水槽

**その他**

地域防災拠点	地域防災拠点区割	広域避難場所
公園	災害用井戸協力の家	公衆トイレ
災害用ハッコトイレ	緊急輸送路	消防団器具置き場
防火水槽	帰宅困難者一時滞在施設	鉄道
避難に適する道路	大災害時でも通れる可能性が高い広い道路 (概ね幅 1.2m 以上)	
避難に適さない道路	避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路 (4	

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

地域防災拠点区割  
中村小学校



**注意:**  
地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。  
【土砂災害警戒区域等】については令和5年8月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。



この地図の著作権は横浜市が保有します。

(凡例)

【洪水】浸水想定区域 (想定最大規模および計画規模)

- 0 < 浸水深 (m) < 0.5m
- 0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m
- 3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
- 5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m
- 10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m
- 浸水想定区域が重複する地域 (より深い浸水深を表示)

【内水】浸水想定区域 (想定最大規模)

- 0 ≤ 浸水深 (m) < 0.02m
- 0.02 ≤ 浸水深 (m) < 0.2m
- 0.2 ≤ 浸水深 (m) < 0.5m
- 0.5 ≤ 浸水深 (m) < 1.0m
- 1.0 ≤ 浸水深 (m) < 2.0m
- 2.0 ≤ 浸水深 (m)

【高潮】浸水想定区域

- 0 < 浸水深 (m) < 0.5m
- 0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m
- 3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
- 5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m
- 10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m
- 20.0 ≤ 浸水深 (m)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

- 土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊・土石流)
- 土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊・土石流)

緊急時給水マップ

- 緊急給水柱
- 耐震給水柱
- 災害用地下給水タンク
- 配水池
- 配水槽

その他

- 地域防災拠点
- 地域防災拠点区割
- 広域避難場所
- 公園
- 災害用井戸協力の家
- 公衆トイレ
- 災害用ハマッコトイレ
- 緊急輸送路
- 消防団器具置き場
- 防火水槽
- 帰宅困難者一時滞在施設
- 鉄道
- 避難に適する道路 (大災害時でも通れる可能性が高い広い道路 (概ね幅 1.2m 以上))
- 避難に適さない道路 (避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路 (4

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。

浸水深 (浸水シミュレーションで算出した参考値)  
0.26m

地盤高 (浸水シミュレーションで使用した参考値)  
T.P 2.92m

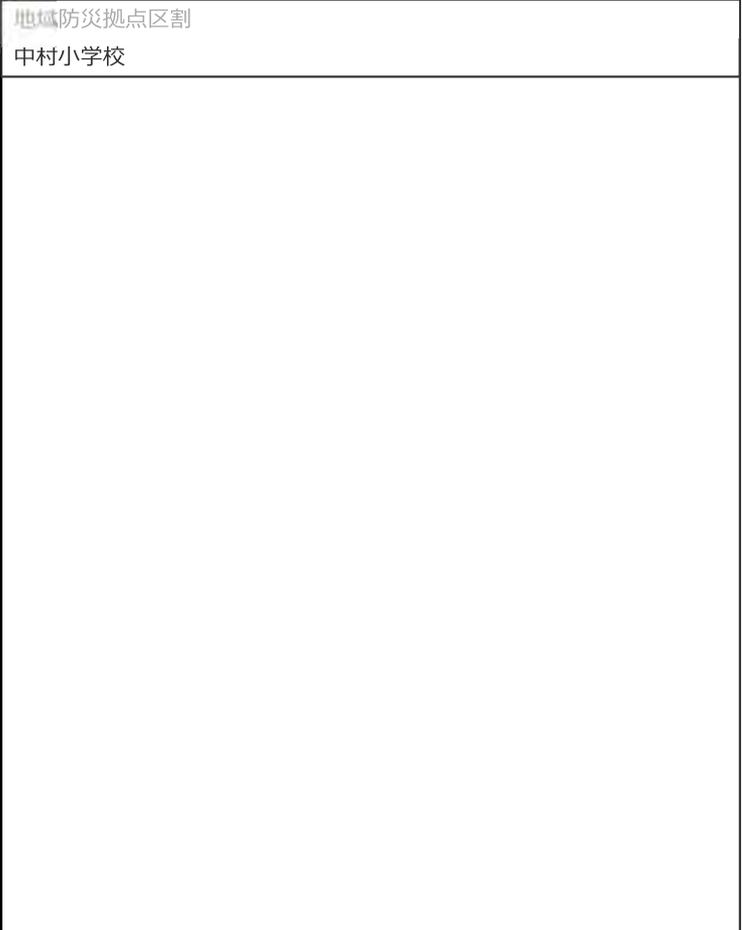
注意:  
地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和5年8月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。



- (凡例)**
- 【洪水】 浸水想定区域 (想定最大規模および計画規模)**
- 0 < 浸水深 (m) < 0.5m
  - 0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m
  - 3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
  - 5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m
  - 10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m
- 浸水想定区域が重複する地域 (より深い浸水深を表示)
- 【内水】 浸水想定区域 (想定最大規模)**
- 0 ≤ 浸水深 (m) < 0.02m
  - 0.02 ≤ 浸水深 (m) < 0.2m
  - 0.2 ≤ 浸水深 (m) < 0.5m
  - 0.5 ≤ 浸水深 (m) < 1.0m
  - 1.0 ≤ 浸水深 (m) < 2.0m
  - 2.0 ≤ 浸水深 (m)
- 【高潮】 浸水想定区域**
- 0 < 浸水深 (m) < 0.5m
  - 0.5 ≤ 浸水深 (m) < 3.0m
  - 3.0 ≤ 浸水深 (m) < 5.0m
  - 5.0 ≤ 浸水深 (m) < 10.0m
  - 10.0 ≤ 浸水深 (m) < 20.0m
  - 20.0 ≤ 浸水深 (m)
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律**
- 土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊・土石流)
  - 土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊・土石流)
- 緊急時給水マップ**
- 緊急給水柱
  - 耐震給水柱
  - 災害用地下給水タンク
  - 配水池
  - 配水槽
- その他**
- 地域防災拠点
  - 公園
  - 災害用ハマッコトイレ
  - 防火水槽
  - 避難に適する道路
  - 避難に適さない道路
  - 地域防災拠点区割
  - 災害用井戸協力の家
  - 緊急輸送路
  - 帰宅困難者一時滞在施設
  - 広域避難場所
  - 公衆トイレ
  - 消防団器具置き場
  - 鉄道
- 大災害時でも通れる可能性が高い広い道路 (概ね幅 1.2m 以上)
- 避難や救助活動等が困難となる可能性のある狭い道路 (4

下記の表示は、旗の根本の部分における内容です。



**注意:**  
地図の内容に関しては、総務局地域防災課へ御確認下さい。

【土砂災害警戒区域等】については令和5年8月時点の情報です。この図は法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。